



弁護士

田中 秀雄

● 2冊の新書

最近2冊の新書を読んだ。幻冬舎新書の石蔵文信著の「なぜ妻は、夫のやることなすこと気に食わないのかーエイリアン妻と共生するための15の戦略ー」とインターナショナル新書の黒川伊保子著の「女の機嫌の直し方」である。前者の著者は循環



器科の医師であり、後者は人工知能の研究者である。全く別の著者が書いた本なのに、男と女は根本的に違った生き物であるとの結論は同じであった。石蔵医師が奥さんのことをエイリアンと言っている点や黒川さんの言う、女性が好むのはプロセス指向共感型で、男性が好むのはゴール指向問題解決型であるという点は我が意を得たりであった。

● 妻は異星人？

40年以上離婚事件を担当してきて、つくづく思うことは、男と女は互いに分かり合うのが難しいということである。2冊の本にあるように、男と女では根本的に考え方、感じ方が違うのではないと思わざるを得ない。私は、石蔵医師が言うように、昔から、もしかしたら妻は他の星からきた異星人ではないかと思っていたし、そう思うと納得のいくことが多かった。私ならこんな小さな事で絶対に怒ったりしないようなことで、ひどく怒られたり、一緒にデパートに行き、妻が服を選ぶのに付き合ったとき、AとBのどちらがいいかと聞かれAの方が似合うと私が言ったのに、妻は分かったと言いながらBの服を買うことが何度もあったときなどである。妻だけが変わっている人なのではなく、女性は地球ではない遠い他の星から来た人だと思うと全てが腑に落ちた。

私は、次第に男と女は同じ土俵で勝負すべきではないこと、結婚した時から互いに異星人であることの2つを理解していたら、離婚などしないのではないかと思うようになった。

● 夫婦のすれ違いの多くは妻が異星人であることを理解しないこと

妻が夫との会話で求めているのは、問題解決ではなく共感である。デパートで妻が服選びに私の意見を聞いたのは、問題解決のためではなく、私の意見を参考にして自分で決めるためである。夫は、自分の意見どおりにならないのなら聞かなくていいと思う必要はない。妻は自問自答しているだけなのである。また、妻が何か相談をしてきても、夫はこうすべきだと言ってはならない。夫の意見が気に染まなければ妻は反発するだけである。妻は夫に共感して欲しいだけなのである。女性同士が上手くいくのは互いに共感するからなのである。

● 葬儀費用の負担

今回は遺産分割の話題。当事務所では遺産分割の事件も多い。私が担当している事件で、相続人間での葬儀費用の負担が問題になった。

日本消費者協会の『葬儀についてのアンケート調査』報告書(2014年)によれば、葬儀にかかる費用の全国平均は、約189万円とのことで、これら費用の負担者が誰になるのかについては重大な関心事である。

まず、故人の相続財産は、相続発生時(=故人の死亡時)に保有していたものに限られるので、葬儀費用や香典など、故人が死亡した後に発生したものについては、たとえ故人に関する支出や収入であっても、故人の相続財産とはならない。

● 葬儀費用の判例

葬儀費用の帰属について、明確な法律上の規定はなく、学説判例上判断が分かれているが、名古屋高裁平成24年3月29日判決は次のように判断した。

「亡くなった者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式に要する費用については同儀式を主宰した者、すなわち、自己の責任と計算において、同儀式を準備し、手配等して挙行した者が負担するのが相当である。なぜならば、亡くなった者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式を行うか否か、同儀式を行うにしても、同儀式の規模をどの程度にし、どれだけの費用をかけるかについては、もっぱら同儀式の主宰者がその責任において決定し、実施するものであるから、同儀式を主宰する者が同費用を負担するのが相当であるからである。」

すなわち、上記判例は、葬儀費用の負担者は、原則として儀式の主宰者(喪主)であるとしている。したがって、この判断に従えば、葬儀費用については、喪主である相談者が負担し、ほかの相続人は負担しないということになる。

もちろん、相続人間で話し合いのうえ、相続財産に関する費用として故人の相続財産から支出することは可能である。上記判例も、故人があらかじめ自らの葬儀に関する契約を結んでいたり、相続人等の中で葬儀費用の負担について合意していた場合は例外であるとしている。

● 香典と葬儀費用の範囲

香典とは、一般に、葬式費用に充てることを目的として葬式の主宰者である喪主に対し贈与されるものと解されているので、これについても葬式の主宰者(喪主)に帰属し、香典を葬儀費用に充てることに特段問題はない。

「葬儀費用」とは寺院に支払った戒名料等や通夜のときなどに参列者に振舞った食事代などどこまで含むのかについても、法律上、明確に定めた規定はない。したがって、仮に相続人間で、「葬儀費用は相続財産から支出する」との合意ができていても、当該「葬儀費用」が何を指すかまで合意しておく方が後日の争いを避けられる。